

人 企 ― 9 0 0

令和 8 年 7 月 3 1 日

各府省事務次官等

各 外 局 の 長

各行政執行法人の長 殿

人 事 院 事 務 総 長

「国と民間企業との間の人事交流の運用について」の一部改正について（通知）

「国と民間企業との間の人事交流の運用について（平成 2 6 年 5 月 2 9 日人企― 6 6 0）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 8 年 7 月 3 1 日以降は、これによってください。

なお、同日から令和 1 0 年 7 月 2 9 日までの間におけるこの通知による改正後の「国と民間企業との間の人事交流の運用について」規則第 2 条関係第 4 項第 4 号の規定の適用については、同号中「内閣広報室」とあるのは「内閣広報室、国家情報会議設置法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 8 年政令第 2 3 4 号）による改正前の内閣官房組織令（昭和 3 2 年政令第 2 1 9 号）第 1 条に規定する内閣情報調査室」としてください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
規則第 2 条関係 1・2 (略) 3 この条の第 2 項第 3 号の人事 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。 一・二 (略) 三 内閣感染症危機管理対策 官、内閣総務官、<u>国家情報 局次長及び人事政策統括官</u> 四～十九 (略) 4 この条の第 2 項第 5 号の人事 院が定める組織は、次に掲げる ものとする。 一～三 (略) 四 内閣官房副長官補又は当該 職を助ける職に就いている職 員で構成される組織、内閣総 務官室、内閣感染症危機管理 統括庁、国家安全保障局、<u>国 家情報局、内閣広報室、国家 サイバー統括室及び内閣人事 局並びに内閣総理大臣決定等 に基づき内閣官房に置かれる その他の組織で本省庁の部長 等の官職の属するもの</u>	規則第 2 条関係 1・2 (略) 3 この条の第 2 項第 3 号の人事 院が定める官職は、次に掲げる ものとする。 一・二 (略) 三 内閣感染症危機管理対策 官、内閣総務官<u>及び</u>人事政策 統括官 四～十九 (略) 4 この条の第 2 項第 5 号の人事 院が定める組織は、次に掲げる ものとする。 一～三 (略) 四 内閣官房副長官補又は当該 職を助ける職に就いている職 員で構成される組織、内閣総 務官室、内閣感染症危機管理 統括庁、国家安全保障局、<u>内 閣広報室、内閣情報調査室、</u> 国家サイバー統括室及び内閣 人事局並びに内閣総理大臣決 定等に基づき内閣官房に置か れるその他の組織で本省庁の 部長等の官職の属するもの

五～二十二（略）

五～二十二（略）

以 上